字大杉谷　二二二八番　百五十六号及び百五十七号
字シル谷　二二二七番　百五十八号から百六十号まで
二二一六番　百六十一号
字坂尻　二二一八三番　百六十二号及び百六十三号
二二一七三番　百六十四号
字有蒔　二二一六九番　百六十五号
二二一五〇番一　百六十六号から百六十八号まで
字山崎　一七七二番　地先河川敷　百六十九号
字岩崎　一七二七番　百七十号
一七二九番　百七十一号
一七二八番　百七十二号及び百七十三号
一七三一番　百七十四号
一七二五番　百七十五号
一七四〇番　百七十六号、百七十九号及び百八十号
字西山　一七三七番　百七十七号
一七三八番　百七十八号
字面モ田　一六九五番　百七十九号
一六一九番　百八十号
一五三三番　百八十一号
一六〇三番　百八十二号
一五八七番　百八十三号
一五七二番　百八十四号
一五六九番　百八十五号
地先道路敷　百八十六号
一五七四番一　地先道路敷　百八十七号
一五六六番　百八十八号
一五六三番　百八十九号
一五四七番　百九十号
一五四一番　百九十一号
一五六〇番一　百九十二号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尻剣谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字樋掛　四一八六番一　地先河川敷　一号
四一八七番　二号
四一八五番　三号から八号まで
四一八三番　九号から十二号まで
四一八三番　十三号
地先河川敷　四一八四番一　十四号から十八号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱十九号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字尻釧谷　四一八四番一　十九号、二十号、二十七号及び二十八号
四一八二番　二十一号から二十六号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱二十九号から五十七号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と五十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字尻釧谷　四一七五番　二十九号
四一七五番一　三十号から三十五号まで
四一七四番一　三十六号及び三十七号
四一七四番　三十八号から四十一号まで
四一七四番　四十二号
地先河川敷　四一七〇番　四十三号から四十五号まで
四一七〇番一　四十六号から四十八号まで
四一七二番　四十九号
四一七三番八　五十号
四一七三番七　五十一号から五十三号まで
四一七六番　五十四号、五十五号及び五十七号
四一七六番　五十六号
地先河川敷　四一七六番　五十八号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蛇ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字関屋　三九五七番　一号
三九五九番地先河川敷　二号
三九六〇番　三号
三九六二番三　四号
三九〇七番五　九号
三九三一番　十号
三九一七番六　十一号
三九一七番一三　十二号
三九四七番　十三号
三九五三番二　十四号
四〇一四番四　五号及び六号
四〇一一番一　七号
字北ノ畑　三八九八番　八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字大蛇谷　三八五四番　十五号
三八五六番　十六号
三八五五番地先河川敷　十七号
三八五五番　十八号及び十九号
三八三四番二　三十七号
三八三四番一　三十八号
三八三五番　三十九号
三八四二番　四十三号
三八四六番　四十四号及び四十五号
字登上リ　四〇三三番二　二十号
四〇三三番一　二十一号から二十三号まで

字奥蛇谷　四〇三四番　二十四号
四〇三五番　二十五号
四〇五三番　二十六号
四〇五一番　二十七号
四〇五五番　二十八号
四〇四三番　二十九号から三十一号まで
四〇五九番　三十二号
四〇五九番地先河川敷　三十三号
三七九四番　三十四号
三七九七番一　三十五号及び三十六号
三八一六番　四十号から四十二号まで

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳴子谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々
字小松尾　三五〇七番地先道路敷　一号
三五〇七番地先河川敷　二号から五号まで
三五一〇番地先河川敷　六号
三五〇八番　七号
三五二一番　八号
三五二九番　九号から十三号まで
三五四一番一　十四号
三五四〇番一　十五号
三五三九番　十六号
三五四五番二　十七号
字鳴子口　三三五二番　十八号及び二十号
三三四九番地先水路敷　十九号
三三五〇番　二十一号、二十四号及び二十五号
三三五一番　二十二号
三三五一番地先道路敷　二十三号
三三三八二番地先道路敷　二十六号
三三三八二番　二十七号及び二十八号
三三三八六番二　二十九号